

<報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和7年10月16日

**募集箇所追加！
県管理道路「歩道橋」のネーミングライツについて、
愛称の命名権者を公募します！**

埼玉県では、歩道橋等の道路施設の維持管理に活用する新たな財源を確保するため、歩道橋のネーミングライツを導入しています。

このたび、朝霞県土整備事務所及び川越県土整備事務所管内の歩道橋のネーミングライツについて、愛称の命名権者を本日から公募します。

なお、すでに募集しているさいたま県土整備事務所管内の歩道橋についても、引き続き愛称の命名権者を募集しています。

1 対象施設

別紙1のとおり さいたま県土整備事務所管内 6橋
(川口市)

朝霞県土整備事務所管内 10橋
(志木市、和光市、新座市)

川越県土整備事務所管内 10橋
(川越市、所沢市、狭山市、富士見市)

2 応募資格

愛称の命名権者として県と契約締結を希望する法人その他の団体又はそれらにより構成されたグループとします。

3 契約希望期間

契約締結の日から 5 年間（令和 8 年 4 月中の契約を予定）
ただし、応募可能な契約期間は 3 年以上 5 年以下とします。

4 契約希望額

会計年度ごとに 200,000 円以上/1 橋あたり
＊金額は消費税及び地方消費税を除いた額

5 募集期間

令和 7 年 10 月 16 日（木曜日）から令和 7 年 12 月 26 日（金曜日）まで
＊上記募集締切後に命名権者の決まらなかった歩道橋は随時募集とし次回の
締切（令和 8 年 7 月末予定）後に命名権者を選定します。
なお、募集の詳細については、以下の URL をご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1006/hodokyonamingrights.html>

6 その他

現在募集していない歩道橋についても、希望があれば次回募集時に対象箇所
に含めることを検討しますので、その旨御連絡ください。